

# ロシアによるウクライナ侵略と 憲法9条

愛敬浩二

早稲田大学法学院教授

## I ウクライナ侵略後の9条改憲論議

2022年2月24日（以下、「2022年」については西暦を略す）、ロシアは「特別軍事作戦」の名の下でウクライナへの侵略戦争を開始した。そして、本稿を執筆中の10月上旬においても戦争収束に向かう気配はなく、予想外に苦戦しているロシア軍の攻撃はますます非道で残酷なものになってきている<sup>1</sup>。一方、日本では、ロシアによるウクライナ侵略を契機として、9条改憲論議が再び加熱している。それを受けて読売新聞は憲法記念日の前日、「露侵攻 9条揺るがす」、「自衛隊明記案 再び脚光」というヘッドラインの記事を（期待を込めて？）掲載した<sup>2</sup>。

衆議院憲法審査会でも、自民党的新藤義孝委員は、「ロシアによるウクライナ侵略は対岸の火事ではなく、国の防衛体制の充実は喫緊の課題」であり、「私たち自民党が提案している国防規定と自衛隊を明記する憲法改

1 ただし、西側諸国や日本における情報の「歪み」や議論の「危険な単純さ」にも自覚的である必要がある。この問題に関しては、青山弘之『ロシアとシリア ウクライナ侵攻の論理』（岩波書店、2022年）が参考になる（特に89-91頁）。また、師岡カリーマ・エルサムニー「それでも向き合うために——単純化を避けながら」世界・臨時増刊『ウクライナ侵略戦争——世界秩序の危機』（岩波書店、2022年。以下、「世界臨増」と略す）6頁以下の指摘も重要である。「白か黒ではない文脈には拒否反応を示す受け手が自信を増している」（師岡・前掲9頁）との認識を共有しつつ、私はこの文章を書き始めている。

2 読売新聞 2022年5月2日朝刊「露侵攻 9条揺るがす 自衛隊明記案 再び脚光」。

正は、我が国の法体系の整合性を確保し、75年前に占領下で制定された憲法を独立国家として完成させようとするものだ」と訴えた（5月12日）。改憲問題を継続的に取材・報道してきた朝日新聞の豊秀一記者は、新藤発言を引用した上で、自民党のみならず日本維新の会（足立康史）や国民民主党（玉木雄一郎）の関係者の発言を引用しつつ、国會議員の間で自衛隊明記の「大合唱」が始まったと述べている<sup>3</sup>。朝日新聞と東京大学・谷口将紀研究室が参院選の立候補予定者を対象として行った調査では改憲賛成派が61%を占め、賛成派に改憲すべき事項を複数回答で求めたところ、「自衛隊の保持を明記」が66%で第1位であったと報じられている<sup>4</sup>。

「自衛隊の保持を明記するための9条改憲論」（以下、「自衛隊明記論」と略す）の「言い出しちゃ」である安倍晋三元首相は4月初めの山口市内の講演で、ロシアによるウクライナ侵略を教訓として「台湾有事」にも言及しつつ、「自衛隊がいまだに憲法違反だと言われる状況を変えることが必要だ」として、「自衛隊の根拠規定を明記する憲法改正が必要だと考えを重ねて示し」た<sup>5</sup>。この発言を大きく報じた読売新聞は、安倍元首相と同様、ウクライナ侵略を利用して自衛隊明記論を訴えるキャンペーンを開催している。たとえば、参院選直前の社説では、「ロシアによるウクライナ侵略は、力ずくで他国の領土を奪うという暴挙が現実に起こることを示した。中国は霸権主義を強め、北朝鮮はミサイル発射の挑発を繰り返している」との情勢認識の下で、「安保環境が悪化し、自衛隊の重みが増すなか、『違憲論』が残る現状は是正せねばならない」と論じた<sup>6</sup>。憲法記念日の社説でも、国民が自衛隊に厚い信頼を寄せているにもかかわらず、「憲法学者の一部は自衛隊に違憲の疑いを向けてきた」と非難し、「自衛隊に対する違憲論を払拭する必要性はさらに高まっている」と論じている<sup>7</sup>。このような政治情勢・議論状況の下で、世論も自衛隊明記論に肯定的になってきていることが窺われる。朝日新聞が参院選直後に行った世論

3 豊秀一「自衛隊明記論が忘れているもの」Journalism 387号（2022年）30-32頁。

4 朝日新聞 2022年6月24日朝刊「改憲賛成派 大幅増61%『自衛隊保持明記』に66%」。

5 読売新聞 2022年4月4日朝刊「自衛隊憲法明記『抑止力強化に』安倍元首相」。

6 読売新聞 2022年7月8日朝刊「憲法改正 現実踏まえて議論深めよ」。

7 読売新聞 2022年5月3日朝刊「激動期に対応する改正論議を 自衛隊明記を先延ばしするな」。

調査によれば、自衛隊明記論に「賛成」が51%、「反対」が33%であったとのこと。安倍政権下の2018年3月の世論調査では、「賛成」33%、「反対」51%だったので、賛否の割合が逆転したことになる<sup>8</sup>。

本稿は、ロシアによるウクライナ侵略という歴史的事件を前にして、日本の改憲論議や世論動向を意識しつつ、憲法9条の意義について改めて考えてみようとするものである<sup>9</sup>。Ⅱ章では、ロシアによるウクライナ侵略を前にして、真剣に考えるべき諸問題をいくつか提起し、若干の考察を加える。安倍元首相・新藤議員の発言や読売新聞の論調にみられる「ウクライナ侵略→台湾有事→9条改憲」という連環はあまりに短絡的で、ウクライナ侵略が私たちに提起した問題を十分深刻に受け止めていないと考えるからである。Ⅲ章では、自衛隊違憲論の基礎となる憲法9条の意義について、私がこれまで論じてきたことの当否を、ウクライナ侵略以降の政治情勢・議論状況を踏まえて点検することにしたい。

Ⅱ章以下の考察に入る前に確認しておきたいのは、次の2点である。まず確認しておきたいのは、9条改憲論の「真面目さ」を評価する視点である。たとえば、自民党の細野豪志・衆議院議員は、「ウクライナに憲法9条があったらロシアの侵攻はなかったか。……残念ながら答えはノーだろう」というツイートを発したとのことだが、この発言を引用した城野一憲も述べるとおり、「憲法9条そのものが、外国の武力行使から日本を守るわけではない」のは当然である<sup>10</sup>。Ⅲ章でも後述するとおり、自衛隊と在日米軍が存在する現実との関係で、憲法9条の意義や9条改憲の是非を議論するのが、責任ある政治家の役割というべきであろう。

次に確認しておきたいのは、「自衛隊明記論は現状を変更しない」という議論の問題性である。現在の自衛隊は、憲法9条の下で自衛隊違憲論をとる野党との間の長年の国会審議を通じて彫琢された政府解釈に基づいて、独特なかたちで法的統制が及んできた行政組織である。よって、自衛

8 朝日新聞2022年7月19日朝刊「9条に自衛隊明記『51%』」。

9 ウクライナ侵略を契機とする様々な9条改憲論については、清水雅彦「軍事侵攻を契機とする反9条論と改憲論」法と民主主義2022年5月号24頁以下を参照。

10 城野一憲「憲法9条を取り戻す途」世界2022年7月号94-95頁。細野発言について城野は、野党の時代に安保関連法案に反対した「自身の過去を清算しようとするため、政治的デモンストレーションのようにも見える」と厳しい評価をしている(95頁)。

隊を憲法に明記してこれまでの政府解釈や法実務の蓄積をご破算にしたら、自衛隊の組織・活動に関する法的限界は失われる<sup>11</sup>。そもそも、安倍元首相は自衛隊明記論を訴えた講演の中で、相手国の「中枢を攻撃すること」まで含む「敵基地攻撃能力」の必要性を論じているし<sup>12</sup>、論壇誌への寄稿では「核共有論」にまで踏み込んでいる<sup>13</sup>。「自衛隊明記論は現状を変更しない」という空手形を信用して、自衛隊明記論者が私たちをどこへ導こうとしているのかを確認せずに、その議論に乗るのは剣呑である<sup>14</sup>。

参考のため、読売新聞の紙面で見つけた2人の元統合幕僚長の発言を引用しておく。河野克俊はある講演で、イージス艦・F35戦闘機・事実上の空母（護衛艦「いずも」）等を配備した以上（「自衛隊は正真正銘の軍事組織なので」という理屈と解される）、自衛隊を憲法に明記して違憲論や從来の政府解釈を清算すべきと論じている<sup>15</sup>。例として挙げられた兵器から判断して、9条改憲により軍事力の強化と海外派兵体制の整備を進めるべきとの議論であると解される。斎藤隆は同紙のインタビューで、自衛隊が憲法に明記されれば、軍事法廷の設置、戦死者の問題（首相・閣僚の靖国神社公式参拝の合憲化を意味すると解される）、集団的自衛権行使の全面的解禁等の議論が進むとの期待を表明する<sup>16</sup>。斎藤の議論と関連して、自

11 青井未帆「憲法に自衛隊を書き込むことの意味」阪口正二郎ほか編『憲法改正をよく考える』（日本評論社、2018年）61頁以下。なお、政府解釈を評価する一つの視点として、愛敬浩二「戦争の放棄」芹沢齊ほか編『新基本法コンメンタール 憲法』（日本評論社、2011年）50-53頁を参照。

12 前掲注（5）。

13 安倍晋三「『核共有』の議論から逃げるな」文藝春秋2022年5月号106頁。ちなみに、エマニュエル・トッド「日本核武装のすすめ」文藝春秋2022年5月号94頁以下は、「予測不能で大きなリスクとなり得るのが米国の行動」なので、「核共有」という考え方方は「完全にナンセンス」と断じた上で、日本が自国で核武装すべきと主張する。トッドの核武装論には賛成しないが、「核共有」を採用しても、「使用の最終権限が米政府に属しているので、その結果ますます対米従属路線に深入りせざるを得ない」（前田哲男「『核共有論』の非現実性」法と民主主義2022年5月号46頁）から、米国の行動の予測不能性もますます深刻な問題となろう。「核共有」論の問題点については、梅林宏道「時代錯誤の核共有論」世界2022年5月号64頁以下も参照。

14 たとえば、日本の南西諸島の自衛隊基地群が「対中包囲網」のためのミサイル基地化している問題については、前田・前掲注（13）47頁、布施祐仁『日米同盟・最後のリスク』（創元社、2022年）3-44頁を参照。

15 前掲注（2）。

民党の「日本国憲法改正草案」（2012年）は、軍事法廷の設置と政教分離の緩和のための改憲提案（前者は9条の2、5項、後者は20条3項）を含んでいることを確認しておこう。

ともあれ、ウクライナ侵略を前にして自衛隊明記論をシリアルに受け止めるべきと考え始めた人は、自衛隊明記論者のいう「現状」が本当に固定的なものなのか、彼らは本気で「現状」を固定するつもりなのか等々、態度決定をする前に吟味すべき問題が少なくないことに注意が必要である。

## II ウクライナ侵略問題から考える

### 1 ウクライナ侵略問題をめぐる言説

前章では、ロシアによるウクライナ侵略を「台湾有事」を媒介にして9条改憲に結び付ける議論状況とその問題点を概観したが、本章では、ロシアによるウクライナ侵略を前にして、真剣に考えるべき諸問題をいくつか提起し、若干の考察を加える。その考察の切っ掛けを与えるものとして、エジプトの元外務次官フセイン・ハリディとフランスの人口歴史学者エマニュエル・トッドの議論を紹介しておきたい（なお、彼らの発言に番号を付した。以下では、「発言①」というかたちで引用する）。

日本の報道のみに頼っていると、国際社会が全体としてウクライナを支援し、ロシアを非難しているという印象を持つが、それは必ずしも正しくない<sup>17</sup>。たとえば、「日米豪印戦略対話」（Quadrilateral Security Dialogue、略称：Quad）の構成国であるインドが、ウクライナ避難民の支援を理由とする自衛隊機の受け入れを拒否したことを見憶している人も多いであろう<sup>18</sup>。国連総会におけるロシア非難決議（2022年3月3日）の

16 読売新聞 2017年5月30日朝刊「自衛隊合憲化が先決 元統合幕僚長斎藤隆氏」。

17 松里公孝「未完の国民、コンテスタブルな国家」『世界臨増』43頁は、「日本や欧米の世論がプーチン政権を厳しく糾弾したのは当然だが、戦争のバランスのとれた実像が日本で報道されているわけではない」と述べている。青山・前掲注（1）の「はじめに」も併せて参照。

18 読売新聞 2022年4月22日朝刊「ウクライナ支援 物資輸送計画 見直し インドが自衛隊機拒否」。猿田佐世「台湾有事の発生を阻止するための外交力こそ」法と民主主義 2022年5月号28頁以下も併せて参照。

際は賛成 141、反対 5、棄権 35 という結果であったが、国連人権理事会におけるロシアの理事国資格停止決議（4月7日）では賛成 93ヶ国に対し、反対 24、棄権 58 で無投票を合わせると 100ヶ国となり、賛成を上回った<sup>19</sup>。エジプトは共同提案国にはならないかたちで非難決議には賛成したが、資格停止決議では棄権に回った。だからこそ、ハリディの議論は、本章の考察との関係で重要な問題提起となっている。そこで、該当する発言部分を省略せずに引用する<sup>20</sup>。

①この戦争は悲劇で、まったく不要な戦いだ。ただ、私たちは欧米が言うようにウクライナの独立や民主主義を守るための戦いだとは見ていない。2003年のイラク戦争もそうだった。米国が自由や民主主義を掲げて始めた戦争は結局、イラクの破壊だった。

②同じことが今、ウクライナで繰り返されている。ウクライナを助けると言って武器をどんどん送り込み、国土がどんどん破壊されていく。欧米はウクライナを犠牲にして、ロシアを倒したいのだろう。

③欧米の狙いは、第一にロシアが二度と刃向かわないようにすること。第二は、そのロシアと中国の「同盟」を倒すことだ。戦争は最後には交渉と合意によって終わるが、欧米同盟の誰からも、交渉に向けた声が聞こえてこない。

④超大国の代理戦争に巻き込まれた結末はベトナムやリビア、シリアをみれば明らかだ。非同盟主義が戦争を止めると言うつもりはない。戦争をしているのは超大国。私たちは超大国の競争や紛争に干渉しないし、巻き込まれない。非同盟は自国の独立を守るための盾だ。

発言①にあるイラク戦争の問題は、私も重要であると考える。日本もイラク戦争の参戦国である以上、国際法違反の戦争に加担して人的・物的に甚大な損害を与えておきながら<sup>21</sup>、ロシアによるウクライナ侵略を前代未聞の事態であるかのように糾弾するのは、国家としての倫理的一貫性(integrity) が問われて当然だし、イラク戦争に加担した政府の責任を主

19 長有紀枝「人道危機からみるウクライナ情勢」世界 2022 年 7 月号 193 頁。

20 朝日新聞 2022 年 8 月 20 日朝刊「どちらにもくみしない」。

権者としてきちんと追及できていない、私たち一人ひとりについても同様であろう。

発言①～③に見られる「欧米のねらいはロシアの弱体化にある」との指摘について、同様の指摘をする者は少なくない。トッドも、「米国の目的は、ウクライナをNATOの事実上の加盟国とし、米国には対抗できない従属的な地位にロシアを追いやることでした。それに対してロシアの目的は、米国の目論見を阻止し、米国に対抗しうる大国としての地位を維持することでした。だからこそ、米国によるウクライナの『武装化』がこれ以上進むことを恐れ、ロシアは侵攻を決断したわけです」と述べている<sup>22</sup>。

「欧州を“戦場”にした米国に怒りを覚えています」と述べるトッドは、米国の元軍人で国際政治学者のジョン・ミアシャイマーの分析を参照しつつ、「ウクライナのNATO入りは絶対に許さない」というロシアの明確な警告を、西側諸国が無視したことがウクライナ戦争の要因だと指摘する<sup>23</sup>。この指摘に関わる彼の議論のポイントは次のとおりである。

⑤ウクライナは正式にはNATOに加盟していないが、米英が高性能の兵器を大量に送り、軍事顧問団を派遣して、ウクライナを「武装化」しており、「NATOの“事実上”的加盟国」になっていた。

⑥ロシアが看過できなかったのは、この「武装化」がクリミアとドンバス地方（親露派が実効支配するウクライナ東部）の奪還を目指すものだったから。

⑦軍事上、ロシアの侵攻の目的は、日増しに強くなるウクライナ軍を手遅れになる前に破壊することにあった。

---

21 イラク戦争開戦後の一般市民の暴力死の数を数え続けるサイト「Iraq Body Count」(<https://www.iraqbodycount.org/>)によれば、2022年9月末時点の文書で確認された死者数は「186,463-209,749」である。外務省のホームページで確認したところ、イラクの人口は約3,965万人ということなので、日本の人口（1億2,475万人）に換算すると死者数は約58～66万人になる。ロシアの国際法違反とウクライナの悲劇が議論されるとき、なぜこの悲劇も一緒に議論されないのか、私は不思議でならない。イラク戦争に加担した国の主権者として、私たちは当事者なのだから。

22 トッド・前掲注（13）98頁。

23 トッド・前掲注（13）96頁。

プーチンの決断の背景として、トッドの説明には一定の説得力があるのではないか。少なくとも、ロシアによるウクライナ侵略を切っ掛けとしたNATOの「復権」を無邪気に歓迎する論調と比べれば、各段に価値の高い分析であろう。しかし、私が最も共感したのは、トッドと同様、「アメリカとNATOによる多くの作戦がこの戦争を醸成するのに貢献したこと、そしてアメリカとEUがウクライナに武器を送ることで戦争を延々と長引かせていることも非難する必要がある」としながらも、トッドとは異なり、「ジレンマなんてありません。ロシアのウクライナに対する戦争は非難されなければならないのです」と断言するシルヴィア・フェデリーチの態度である<sup>24</sup>。フェデリーチは同時に、イスラエルによるパレスチナ占領とそこでの破壊行為に対して米国が沈黙していることを捉えて、「ウクライナにおけるアメリカによる民主主義擁護が偽善である」ことは明らかであると論ずる。日本の問題に引き寄せれば、イラク戦争への加担を反省せずにロシアを糾弾するのも同様に、偽善であるというべきであろう。

ハリディの発言にあるような非同盟主義を一国の政策としてとることが許されるのは当然だし、国連人権理事会の資格停止決議を棄権することにも相当の理由があると考えるが、私もフェデリーチと同様、個人としても、国家としても、ロシアによるウクライナ侵略を非難しないことは誤りであると考える。その理由を次項で述べたい。

## 2 基準としての国際法

国際法学者の松井芳郎は、「ロシアによるウクライナ侵略は、国際法違反の見本市の観を呈する」と評している。松井によれば、ロシアの「特別軍事作戦」の法的根拠の説明を2月24日のプーチンの演説等に求めるならば、それは主に次の2点になる。

(a) 自衛権行使の主張。ロシアが先に承認したウクライナ東部の「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」の要請に基づく集団的自衛権

24 マルチェロ・ムスト（斎藤幸平訳）「戦争の起源、NATOの役割、ウクライナの将来シナリオ」世界2022年10月号154頁。フェデリーチはイタリア出身のマルクス主義フェミニスト。詳しくは、佐々木隆治「解説」世界2022年10月号155頁を参照。

と、ウクライナが核武装の企図やNATO加盟の追求などによってロシアに与える「脅威」に対する個別的自衛権。

(b) 前述の両「共和国」の人民をウクライナ政府によるジェノサイドから保護すること<sup>25</sup>。

(a) と (b) がトッドの発言⑤～⑦を法的に構成した主張であることを確認しておこう。これらの主張は国際法上、ロシアの行動を正当化するものでないことは松井等の国際法学者が簡潔に説明しているので、その詳細には立ち入らない<sup>26</sup>。ここで考えてみたいのは、日本（と米国）にとって都合が悪い事態（イラク戦争を正当化できない、ロシアや中国の行動を抑止できない）が生ずると、日本の論壇でいきなり活気づく、「国際法や国連は役立たずだ」という議論の当否である<sup>27</sup>。

松井も認めるとおり、「国際法はその実施を裏打ちする力の後ろ盾を持たない、弱い法」であり、「国際法が直ちにロシアの侵攻を押し戻すことができるわけではない」。松井によれば、国際法の役割を「一言でいえば、それは人々が事件を判断するための客観的な基準を与えること」があり、「この侵攻が国際法に違反するという判断は、これに基づいて人びとが連帶して国際世論を形成するために手掛けりとなる」<sup>28</sup>。

松井のこの指摘は決定的に重要である。米国とNATOの行動を厳しく批判しながら、「ジレンマなんてありません」と断言するフェデリーチの態度に私が共感するのも、そのためである。NATOとロシアという二つの不正義の間で非同盟主義の意義と課題を語って、フェデリーチから「ジレンマなんてない」と反論されたマルチエロ・ムストも、ロシアの「特別

---

25 松井芳郎「多国間主義の危機」世界 2022年7月号 178-180頁。

26 松井・前掲注(25)のほか、松井芳郎「ウクライナ危機における国際法と国連の役割」法と民主主義 2022年5月号4頁以下、酒井啓亘「ウクライナ戦争における武力行使の規制と国際法の役割」『世界臨増』73頁以下を参照。

27 たとえば、安倍元首相は前述した講演でも、「国連の無力」を語っている。読売新聞 2022年4月4日朝刊前掲注(5)。

28 松井・前掲注(26)4頁。なお、国際法学者の松井が、「国際法が直ちにロシアの侵攻を押し戻すことができるわけではない」という自明の事柄を付言するのは、細野発言に対して憲法学者の城野が、「9条そのものが外国の侵略を防ぐわけではない」とわざわざ言わざるえないのと同様、憲法9条と国際法に関する日本の議論の「歪み」の反映である。

軍事作戦」を明確に非難することを拒んだ一部の左派は「大きな政治的過ちを犯しました」と論断し、そのような対応によって「NATO やその他の国々によって将来引き起こされるかもしれない侵略行為を非難する際の信憑性が低下してしまいます」と論じている<sup>29</sup>。日本の文脈に引き寄せるならば、イラク戦争への加担を反省せずにロシアによるウクライナ侵略を糾弾することは、「基準としての国際法」の信憑性を損なうものであり、断じて許されない。

20世紀における国際法の発展、とりわけ、1928年不戦条約の意義を強調する米国の国際法学者オーナ・ハサウェイは、不戦条約以前の「古い世界秩序では、戦争は合法で、領土を武力で奪うことも、人々の命を奪うことも罪になりませんでした。逆に経済制裁や経済封鎖は違法だったのです。今とは正反対です」と述べている。また、ロシアによるウクライナ侵略は、「人類が戦争を違法とすることの重要性について、改めて認識するよう、世界中の人々に注意を喚起する、まるで目覚まし時計のように警鐘を鳴らす役割を果たしている」と論ずる。そして、ハサウェイは、世界各国が経済制裁等の方法で国際法に違反したロシアを「仲間はずれ」にする一方、「ロシアに反撃しているウクライナを支援し、侵略を続けるロシアに対する制裁を継続し、非難を続けていることがとても重要です」と述べている<sup>30</sup>。

ロシアに対する経済制裁の当否は、経済的・人道的観点から別の評価もありえようが、それにもかかわらず、主権国家に平等に適用される国際法を基準として、違反国への対応を決めるという方針を堅持することは決定的に重要である。よって、ハリディやトッドの発言の中には同感できるものも少なくないが、フェデリーチと共に私も、こう断言したい。「ロシアを非難することにジレンマなんてありません」。

### 3 理想主義と現実主義

ロシアによるウクライナ侵略を切っ掛けとして、ドイツや北欧諸国の安

---

29 ムスト・前掲注（24）157頁。

30 オーナ・ハサウェイ（聞き手・池田伸壹）「憲法9条は人類の歴史的到達点 核兵器や拒否権より大事なのは」Journalism 387号（2022年）5-7頁。

安全保障政策は大きく転換した。日本では、この事実を9条改憲を始めとする安全保障政策の転換の正当化に援用する議論が散見される<sup>31</sup>。この問題との関係で興味深いのが、ドイツの社会学者ユルゲン・ハーバーマスの議論である。「ドイツでは、困っているウクライナへの軍事支援のやり方や規模をめぐってメディアに煽られながらの声を荒らげた大論争」が始まっており、「道徳的憤激に駆られた糾弾好きの輩たちが、政府のとる熟考とためらいの態度」を攻撃している。ハーバーマスは、「対話と平和の維持に軸を置いてきたドイツの政治構想のあり方」が転換期にあるとの見方を紹介した上で、「平和を重視する人々がこのところ驚くほどの勢いと速度で転向している事態」について、興味深い議論を展開する<sup>32</sup>。

ハーバーマスによれば、ドイツの特に若い世代は、「規範的な問題に対するセンシビリティ」と「ポスト・ナショナルな傾きのメンタリティ」を持っている。現在の大論争の核心は、「自分たちの自由と権利、そして命のために闘うウクライナ国民のパースペクティブをそのまま自らのそれとする人々」と、「冷戦の経験からそれとは別の教訓を汲み取って、違うメンタリティを形成してきた人々」との違いにあると、ハーバーマスは論ずる<sup>33</sup>。ドイツにおける平和主義者の「転向」について、特に重要なのは次の指摘である。

彼らが短絡的に〔ウクライナへの重火器の供与など〕要求している背後の動機である憤激と驚愕、そして同情は、規範を重視する考え方を放棄したのではなく、つまり、いわゆる現実重視派がつねに冷やかしてきたものの考え方を捨てたのではなく、まさにこうした規範的な諸原則を過剰なまでに重視した理解に発していることがわかる。彼らは現実主義へと宗旨替えしたのではなく、理想主義に駆られて我も我もと過剰な現実主義に走っているのだ<sup>34</sup>。

31 佐々江賢一郎「『反撃能力』を導入し『核戦力共有』の議論を」中央公論2022年7月号115-117頁、中西輝政「第三次世界大戦の発火点」文藝春秋2022年5月号148-149頁等。

32 ユルゲン・ハーバーマス（三島憲一訳）「戦争と憤激」世界2022年7月号200, 204頁。

33 ハーバーマス・前掲注（32）205-206頁。

34 ハーバーマス・前掲注（32）208頁。

フェデリーチは、「オカシオ＝コルテスを筆頭に（米国連邦）議会の左派がウクライナへの武器送付を支持したことは間違いなく恥ずべきことです」（カッコ内の補足は愛敬）と断じ、「ロシアによるウクライナ戦争によって、NATOにおける拡張主義や、EUとアメリカの帝国主義政策に対するNATOの支援に関して、大きな記憶喪失が生み出されてしまったことは懸念すべきポイントです」と論ずる<sup>35</sup>。ハーバーマスのいう「理想主義に駆られた過剰な現実主義」は世界各地で広がっている。日本の議論状況に特有な、そして深刻な問題があるとしたら、ロシアによるウクライナ侵略が台湾有事へと蓋然性のレベルで直結されて、ウクライナ戦争勃発のはるか前から進められていた対米従属の下での日本の軍事大国化とそれに対する障壁を除去するための9条改憲が、あたかもウクライナ戦争への対応策であるかのように議論されていることであろう。残念ながら、ここには、「規範を重視する考え方」も、「現実主義」も見られない。「現実主義」との関係で、元防衛官僚の柳澤協二の指摘を引用しておく。

ロシアのウクライナ侵攻を契機に、「防衛力の抜本的強化」とか「敵基地攻撃」「核の共有」といった勇ましい議論が幅を利かせています。しかも相手は中東の武装集団ではなく、軍事大国・中国です。だからこそ、異次元の防衛力強化をしなければ不安で仕方がないということかもしれません。「平和を欲するなら戦争に備えよ」ということです。では今日、日本の政治は、本当に戦争に備えようとしているのでしょうか。中国との戦争では、自衛隊が海外で戦うのではなく、日本国内がミサイルの飛び交う戦場になります。ミサイルは、自衛隊だけを狙ってくるわけではありません。「どこまで犠牲に耐えるのか」という問いは、自衛隊に限らず、日本国民全体の問題になってきます<sup>36</sup>。

35 ムスト・前掲注(24) 159-160 頁。

36 柳澤協二ほか『非戦の安全保障論』(集英社新書、2022年) 4頁。柳澤は、少なくとも政治家は「米中が対立した場合に、日本が確実にミサイル戦の戦場になるということは、みんなが認識していると思うのです」と述べているが(前掲書110頁)、政治家や評論家の勇ましい議論を聞いていると、本当に認識しているのか不安になる。

私は、日本が戦争を得意とする国ではないと思っています。狭い国土、減少する人口、エネルギーと食糧を自給できない弱さ、内向きになる政治、現状維持を欲する国民性は、いずれも戦争に向いていないと断言できます。その国が、防衛予算を増やし、敵地に届くミサイルを持つことで強くなったという錯覚に陥るとすれば、それは愚かで危ういことです<sup>37</sup>。

私たちが生活する日本列島はかつて冷戦の最前線であり、現在も強大な核保有国と国境を接している。そして、日本政府の統制の及ばない在日米軍が存在し、米国は日本に隣接する強大な核保有国と継続的に敵対関係にある。地理的条件は永久に変わらないし、在日米軍の撤退（あるいは東アジア域内の米軍の活動に対する日本政府の統制権限の強化）も決して近い将来に実現することはないだろう。私たちはこの「現実」を真摯に受け止め、「基準としての国際法」を維持・発展させるとの理想主義を堅持しつつ、憲法9条の意義や問題点を議論すべきであろう。

### III 憲法9条について考える

ロシアによるウクライナ侵略や改憲論議における自衛隊明記論を意識しつつ、「9条擁護の理由」について私見を述べたことがある<sup>38</sup>。現在もそこで示した私見に変更はないので、紙幅の都合で論及できなかった問題等を補いつつ、改めて、「9条擁護の理由」に関する私見を示すことにしたい。

憲法9条2項は戦力の不保持と交戦権の否認を定めているため、自衛隊を憲法違反とする考え方があるが、憲法学者の間で広く受け入れられ、革新系の政党や多くの平和運動も、同様の立場をとってきた。ロシアによるウクライナ侵略を目の前にして、このような立場の議論を非現実的だと感じる人も、多いのかもしれない。第1に、ロシアのように武力で他国を侵略する国家が現存する以上、非武装では市民の生命・財産を守ることができないのではないかという疑問である。I章で言及した細野議員のツイートは明

37 柳澤ほか・前掲注（36）5頁。

38 愛敬浩二「改憲論議の作法と9条擁護の理由」法と民主主義 2022年6月号 44頁以下。

らかに、この疑問への訴えかけをねらったものである。第2に、規模・装備の点で他国の軍隊に匹敵する自衛隊が存在し、在日米軍も常駐している以上、軍事力の保持を違憲とする9条解釈は、非現実的ではないかという疑問である。I章で言及した河野元統合幕僚長の議論は明らかに、この疑問への訴えかけをねらったものである。

## 1 9条論議の前提としての日米安保体制

第1の疑問については、抽象的に考えれば、そのとおりかもしれないが、戦後日本の地理的・歴史的条件を踏まえると、本当にそうなのだろうかという疑問がわく。まず確認したいのは、占領軍という名の在日米軍の存在を勘定に入れれば、戦後日本が完全に非武装であった時代はないということである。そして、ウクライナとの決定的な違いは、戦後日本は初めから、冷戦の最前線で一方の側の軍事戦略に組み込まれていた点である。チャルマーズ・ジョンソンは、「アメリカを帝国と呼ぶのは、世界中に自国の軍隊を展開し、他国の犠牲をかえりみずに資本と市場の力で思いどおりに世界経済を統合しようとしているからだ」と述べた上で、日本はアメリカ帝国の「衛星国」であり、沖縄は「アジア最後の植民地」であると論じた<sup>39</sup>。9条問題を考える場合、この「不愉快な現実」を直視することから出発するほかなく、9条の意義もこの地理的・歴史的条件の下で評価すべき、というのが私の年來の主張である<sup>40</sup>。

自衛隊の創設に関する米国側の思惑について、室山義正による次の説明には説得力がある。「日米安保体制を軸として、日本を西側陣営に固く結び付け、対ソ前進攻撃・補給基地として使用する権利を確保し、他方では日本防衛コミットメントを避け、財政負担を軽減していく」という米国の基本戦略にとって、都合の悪いシナリオは3つあった。第一は、日本が自由主義陣営から離脱して中立化し『非武装』路線をとること、第二は、外交的独自性を保持しつつ『自主防衛』路線をとること、第三は、日米安保体

39 チャルマーズ・ジョンソン（鈴木主税訳）『アメリカ帝国への報復』（集英社、2000年）24, 41, 56-91頁。

40 このことは、15年以上前に公刊した拙著で詳しく論じたことがある。愛敬浩二『改憲問題』（ちくま新書、2006年）第8章。

制を堅持しつつ防衛を全面的に米国に依存することである」<sup>41</sup>。日米安保体制の下での米国と日本の関係は現在でも、自衛隊創設当時から大きく変わってはいないのではないか。変わったことといえば、日本から遠く離れた場所での米軍の軍事行動に自衛隊が参加できる体制が整ったことくらいではないか。

在日米軍が日本の安全保障のためだけに行動する保証はない。一方、在日米軍の軍事行動への対抗措置として、日本が攻撃対象にされる危険性は当然ある。冷戦下の極東で米国が敵対していたのは核兵器保有国である。このような地理的・歴史的条件の下で、日本周辺における軍事的緊張のエスカレーションを抑えるため、権力の側にいない市民は、軍事力そのものを否定する9条に望みを託した。日本政府がもし、米国の極東軍事戦略と一線を画し、国民の安全を最優先する独自の平和外交を構築できていれば、9条の重要性は相対的に低下していたことだろう。

ハーバーマスは、「場合によっては核兵器へのエスカレートをも辞さないプーチンに対して、ウクライナを限定付きで援助しながら、国際法で定義されている参戦というレッドラインのこちら側にとどまることを通じて、ヨーロッパの国境の不可侵性を重視することをわからせる。これこそ西側のジレンマなのだ」との認識の下、「西側は、自らは交戦当事者にならないという道徳的にしっかりした根拠のある決定を通じて、自らの手を縛っている」と論じている<sup>42</sup>。「西側のジレンマ」を理解しない「理想主義に駆られた過剰な現実主義」の下で、ドイツ政治は困難に陥っているというのがハーバーマスの見立てであると理解できるが、台湾有事の際、日本に「レッドラインのこちら側にとどまる」選択肢があるのか疑問である。在日米軍が台湾有事に介入すれば、日本は否応なく、「レッドラインのあちら側」へと踏み出すことになるのではないか。

8月初め、米国連邦議会下院議長のナンシー・ペロシが台湾訪問を決行した。ペロシは「筋金入りの対中強硬派として知られる」人物である<sup>43</sup>。米中関係に詳しい国際政治学者の佐橋亮は、米国の国内事情との関係でペ

41 室山義正『日米安保体制（上）』（有斐閣、1992年）172-173頁。

42 ハーバーマス・前掲注（32）200、203頁。

43 松本はる香「ペロシ訪台は米中関係に何をもたらすのか」世界2022年10月号25頁。

ロシ訪台の事情を説明できるとしても、「台湾や地域の情勢の中で考えると、今回のペロシ氏の訪台が本当に必要だったか疑問だ。……ペロシ氏の訪台で、米中関係は明らかに悪い方向に向かう。地域の安定を米国が壊しかねない。日本や台湾からすると、この訪問はあまり意味がない」と評価している<sup>44</sup>。自衛隊元空将の尾上定正も、「台湾に対して米国が関与のメッセージを示したことは政治的に意味があったのだろう。しかし、軍事的に評価すれば、はるかにマイナスの方が大きい。今後は、台湾を囲んだ演習を常態化させる恐れがある」と述べている<sup>45</sup>。ここでの問題は、米国の国内事情によって日本の周辺地域の軍事的緊張がエスカレートする危険性であり、対米従属に甘んじている日本政府がそれを止める（止めないとしても緩和する）のを期待するのが難しい点である。

台湾有事との関係で改めて、マイケル・シーゲルの議論を紹介したい。同盟国間の力の差が大きければ大きいほど、力の弱い国は、力の強い国の紛争に「引きずり込まれる危険性 entrapment」と、「見捨てられる危険性 abandonment」が高まるとシーゲルは警告する。彼の母国であるオーストラリアは、自国の防衛を大英帝国の海軍力に期待していたため、ボアア戦争以来、大英帝国の全ての戦争に参加し、太平洋戦争勃発の直前にも、北アフリカでオーストラリアの兵士がドイツ軍と戦っていたにもかかわらず（これが entrapment）、英國は日本が戦争に踏み切った場合、オーストラリアを守らないと決定したという（これが abandonment）<sup>46</sup>。この教訓は示唆的である。では、日米関係においては entrapment と abandonment の危険は深刻でないという保証がどこにあるのだろうか<sup>47</sup>。

米国の国際政治学者イアン・ブレマーは、次のように論じている。「今回の事態を受けて日本として自問自答すべきは、米国に対するコミ

44 朝日新聞 2022年8月4日朝刊「地域の安定 壊しかねない訪問」。

45 朝日新聞 2022年8月6日朝刊「海上封鎖の予行演習か」。

46 マイケル・シーゲル『憲法第9条に関する一考察』（南山大学社会倫理研究所、2006年）12-13頁。

47 元防衛庁教育訓練局長の小池清彦や元防衛庁官房長の竹岡勝美は、憲法9条がなかったら、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争と全ての米国の戦争に日本は参戦させられていただろうと述べている。小池清彦・竹岡勝美・箕輪登『我、自衛隊を愛す 故に、憲法9条を守る』（かもがわ出版、2007年）21, 74頁。

ットメントが長期的にどの程度強固なものだろうかということだろう。米国の同盟国であることは素晴らしいことだが、もし米国で憲法が危機に陥るような事態が起きたら、トランプ前大統領が復活したら、どうなるのか？」。ブレマーの議論の前提には、「米国はG7の中で最も政治的に分断され、機能不全に陥っている」との認識がある<sup>48</sup>。

トランプ前大統領は保守系のラジオ番組で、プーチン大統領がウクライナ東部地域の「独立」を承認したことについて、「天才だ」、「抜け目のない男だ」と称賛したことが伝えられている<sup>49</sup>。トランプ政権で大統領補佐官を務め、側近の一人であったジョン・ボルトンは「トランプ再選なら、ロシアによるウクライナ侵略はより容易になった」と述べているが<sup>50</sup>、だからこそ、自衛隊明記論を主導し、「核共有論」を提唱する安倍元首相が、トランプをノーベル平和賞に推薦し、そのことを本人に暴露されて窮した事件を思い出しておきたい<sup>51</sup>。新聞報道によれば、政府筋の話では、「短気な米国リーダーの機嫌を取らなければ、日本は見放される」との不安感によるものとのことだが、この一件を見ても、日米関係におけるentrapmentの危険性を軽視することは難しいようだ。そして、同じ人物が、米国の台湾政策を「曖昧戦略」と批判し、「アメリカは台湾防衛に明確にコミットすべきです」と主張していたのだから、不安はますます大きくなる<sup>52</sup>。台湾の駐米代表・蕭美琴でさえ、ペロシ訪台に対する中国の過剰反応を批判しつつも、中台関係の現状変更を目指していないと述べている<sup>53</sup>。複雑な世界で生き延びるために、勇猛果敢で単純明快な議論を疑う賢慮が必要とされよう。

## 2 自衛隊違憲論の意義と効用

第2の疑問、すなわち、規模・装備の点で他国の軍隊に匹敵する自衛隊が存在し、在日米軍も常駐している以上、軍事力の保持を違憲とする9条

48 朝日新聞 2022年3月9日朝刊「ロシアと『新冷戦』、米に依存は不確実」。

49 朝日新聞 2022年2月24日朝刊「トランプ氏『独立』承認評価」。

50 朝日新聞 2022年5月21日朝刊「トランプ再選なら侵攻容易だった」。

51 中日新聞 2019年2月19日朝刊。記事のタイトルは「首相 ご機嫌取り必死」。

52 安倍・前掲注(13) 114頁。

53 朝日新聞 2022年9月14日朝刊「中台関係 現状変更 目指していない」。

解釈は、非現実的ではないかという疑問について考えてみよう。まず確認しておきたいのは、このような疑問に基づく9条改憲の主張は、決して新しいものではないことだ。たとえば、2006年に公刊した拙著は、このような主張を「解釈改憲最悪論」と呼んで1章を使って検討しているが、それは当時、このような9条改憲論が流行していたことの表れである<sup>54</sup>。

第2の疑問に対しては、次の指摘が重要である。憲法学者の樋口陽一はかつてこう論じた。戦後憲法学は「非現実的」という非難に耐えながら、自衛隊違憲論を維持してきたが、その際、過少に見てならないのは、「非現実的」な解釈論があり、それと同じ見地に立つ政治的・社会的勢力があったからこそ、その抑止力の効果を含めて、現在かくあるような「現実」が形成されてきたことである<sup>55</sup>。たとえば、60年安保闘争の際、反対運動の高揚を前にして岸信介首相が自衛隊出動要請をしたところ、赤城宗徳・防衛庁長官がそれを拒否したという事件がある<sup>56</sup>。では、この時点での自衛隊の合憲性に疑義がなくとも、赤城は拒否できただろうか。私は確信がもてない。光州事件の韓国軍、天安門事件の中国軍、現在のミャンマー軍。アジアには、自国民に銃口を向ける軍隊が数多く存在する。他方、9条との関係でぎりぎり自らを正当化してきた自衛隊は、個人の生命・財産の保護を至上命題とする軍事組織へと成長した。これは決して、普通のことではない。

しかし、次のような疑問もありえよう。小説家の高村薫は、「大まかに言えば、右に『核共有』まで持ち出す自民党タカ派、左に自衛隊は違憲という一点から動かない左派リベラルがいて、真ん中がすっぽり抜けているのが国防をめぐる言論空間の現状」（傍点は愛敬によるもの）という佐藤

54 愛敬・前掲注（40）の第5章を参照。

55 樋口陽一「戦争放棄」同編『講座憲法学2 主権と国際社会』（日本評論社、1994年）129頁。樋口と同様の視点は、憲法9条の「空洞化」論を厳しく批判し、9条が「軍事大国化の歯止め」となったのは、「9条それ自体から自動的に導かれた結果ではなく、その変更によってこれまでの歴史から動かない左派リベラルがいて、真ん中がすっぽり抜けているのが国防をめぐる言論空間の現状」（傍点は原文のもの）と論ずる渡辺治の戦後憲法史理解にも示されている。渡辺治『戦後史のなかの安倍改憲』（新日本出版社、2018年）28-29頁。

56 内田健三『戦後日本の保守政治』（岩波新書、1969年）153-159頁、渡辺治「高度成長と企業社会」同編『日本の同時代史27 高度成長と企業社会』（吉川弘文館、2004年）28-30頁。

武嗣・朝日新聞編集委員（外交・安全保障担当）の認識に賛成し、「真ん中が真空なので国民的議論が生まれにくいのです」と論じている。高村は、「まともな議論のないまま安倍政権下で一気に『日米同盟の抑止力』の強化が進んだ」ことを問題視し、そのため、「どこまで戦略的に妥当な中身であるかの客観的な評価すら欠いているのが現状です」と批判する<sup>57</sup>。「『抑止力』とは もっと論じる場に」と題する記事の中での高村の議論の多くは賛同できるものである。Ⅱ章の3や本章の1でも若干論じたが、9条の意義と効用は、日本の地理的・歴史的条件の下で機能的に評価すべきと私も考えており、「左派リベラル」が「自衛隊は違憲という一点」（この表現には違和感をもつが、ここでは立ち入らない）を放棄し、安全保障論議の「真ん中」が形成されて、「抑止力」に関する合理的な国民的議論が成立するのであれば、自衛隊違憲論に拘泥する必要性は乏しいと考えている。

しかし、私は現在も、前述した樋口の認識は正しいと評価する。樋口は最近、自身の教科書等で提示している自衛隊違憲論を「プランA」、9条裁判で特別弁護人として法廷に立つ場合や政治の場に向けて現時点で発言する場合に主張するであろう2014年以前の内閣法制局解釈を「プランB」と呼んだ上で、次のように論じている。

被告人を救うという目的、自分の観点から見てより悪い帰結を招くような法適用を阻止するという目的からプランBを持ち出すのは当たり前だということ、それでもプランAを放棄しないのは、これまでそれが存在し続けてきたことがプランBというひとつのきわどい均衡を支えてきたという見方があるからだということ、そのことをなぜか法律家でも理解できない人がいる<sup>58</sup>。

「自衛隊は違憲という一点」から「左派リベラル」が動いたら、安全保障論議は合理的な国民的議論もなしに極端な「右ブレ」をするだけではな

57 朝日新聞 2022年4月19日朝刊「『抑止』とは もっと論じる場に」。

58 蟻川恒正・木庭顕・樋口陽一「[鼎談] 憲法の土壤を培養する」蟻川恒正ほか編『憲法の土壤を培養する』（日本評論社、2022年）59-60頁。

いかという戦略上の問題を超えて、樋口のこの議論は、私たち法律家と、法律家の議論を国民に伝えるジャーナリズムに対して、重要な問題提起をしているように思われる。

### 3 自由の下支えとしての憲法9条

ロシアによるウクライナ侵略を前にして、アジア太平洋戦争における大日本帝国の行動や状況を想起する人も多いようだ。たとえば、安全保障論を専門とする加藤朗は、「最近、私はロシアの行動が満州事変の日本によく似ていると感じています。満州事変は日本の国際連盟、つまり法による支配への挑戦です」と述べている<sup>59</sup>。憲法学者の君島東彦は、ロシア国内に健全な立憲主義を築くことができなかつたことが、プーチンの恣意的な軍事侵攻を止めることができなかつた原因であるとした上で、「立憲主義が機能しなかつたことが侵略戦争につながつたという点では、戦前の大日本帝国憲法体制と似ていますね」と述べている<sup>60</sup>。

ウクライナ侵略後、ロシアの愛国教育が過激化していることを朝日新聞が報じている。同記事によれば、9歳・10歳の生徒に、「祖国のために死ぬことは怖くない」、「祖国を愛することは仕えることだ」等のロシアのことわざについて話し合いをさせるらしい。16・17歳の生徒には、「言葉だけでは愛国者になれない。眞の愛国者は祖国を守るために武器をとる覚悟がある」と教えるとのこと。この記事を読んで、不快感と共に思い出したのが、大日本帝国の文部省が作成した教材『國体の本義』（1937年）である。その中には、次の一節がある（引用に際して、旧字体を改めた）。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民とし

59 柳澤ほか・前掲注（36）183頁。

60 君島東彦「軍事侵攻の根本原因と市民社会の役割を考える」法と民主主義2022年5月号13頁。

ての真生命を發揚する所以である<sup>61</sup>。

度々のことなので恐縮ではあるが、「自由の下支えとしての憲法9条」という、私にとって最も大切な9条擁護の理由を述べておきたい<sup>62</sup>。樋口陽一はかつてこう論じた。「戦前の日本では、軍事という価値が……基本的に日本社会の最高の価値を占めていたはずです。……第9条の存在は、そういう社会の価値体系を逆転させたということに、大きな意味があったのです」<sup>63</sup>。個人の多様性を承認する立憲主義国家にとって「批判の自由」はその生命線である。戦前日本が狂信的な戦争に邁進していくのも、「批判の自由」があまりに僅少であったことの帰結である。君島も述べているとおり、現在のロシアについても同様の評価が可能であろう。

#### IV 結びに代えて

本稿は、ロシアによるウクライナ侵略を前にして、私が日々考えてきた事柄を文章にしてみたものにすぎない。そこで、学術論文では許されないやり方であろうが、朝日新聞が憲法記念日に掲載したインタビュー記事における憲法学者・石川健治の発言を引用することで、本稿の結びに代えたい<sup>64</sup>。このインタビューで示された石川の意見の全てに賛成するわけではないが、それにもかかわらず、該当部分を省略せずに引用するのは、新聞記事という一過性のものに埋もれてしまうとしたら、あまりに惜しい見識がそこに示されているからである。

戦後、国内では9条が自由のシステムを作ってきました。日本の立憲主義を挫折に追い込んだ帝国主義・軍国主義が、すべて9条によって吹き飛ばされたのです。その意味で9条の統制はよく効いてきた。

61 文部省『國体の本義』(内閣印刷局、1937年) 34-35頁。私の手元にあるのは1939年の3刷であるが、2刷の段階で28万部発行された模様である。

62 愛敬・前掲注(40) 230-233頁、愛敬・前掲注(38) 47頁等。

63 樋口陽一『個人と国家』(集英社新書、2000年) 212-213頁。

64 朝日新聞2022年5月3日朝刊「これからの立憲主義 憲法9条の統制力 戦後の自由を形成 平和主義を支えに」。

それを不用意に動かすのは不可逆的な改正となりかねません。問われているのは戦後築いてきた自由のシステムをどう考えるかという問題です。自衛隊明記という名の下に9条の中身を変えることは、自由のシステムを壊すだけに終わる可能性があります。条文だけでなく制度のメカニズムをみて欲しいと思います。

憲法を機能させるのは、「権力への意志」を押し返す、「憲法への意志」です。平和主義へのコミットメントが、戦後一貫して、憲法を支える国民的地盤であったことを軽視すべきではありません。9条に代わる制度を支える「意志」がこの社会になければ、改憲論議は空理空論に過ぎず、せっかく作った新しい条文も、絵に描いた餅に終わってしまいます。政治家には、条文の改正によって既存の制度の何が損なわれるのか、新しい制度が本当に機能するのかを見定める責任があります。